

# マイナンバーカードの 交付申請サポート受け付け中



マイナンバーカードの取得を希望される方は、  
ぜひご活用ください。



## お近くの携帯ショップで ～令和5年3月下旬まで～

全国のドコモショップ、auショップ、UQスポット、ソフトバンクショップ、ワイモバイルショップにおいても、マイナンバーカードの申請サポートを行っています。

**対象** 初めてマイナンバーカードを申請される方

**必要なもの** お急ぎの方は2次元コード付き申請書

**注意事項** 近隣で申請ができる携帯ショップの検索など詳細については、下記のホームページをご覧ください。

URL: <https://www.keitaiishop-mynumber.jp/special>



## 町内の郵便局で

マイナンバーカード交付申請用の顔写真撮影、申請書記入を、郵便局員が業務に支障のない範囲で案内をされています。

町内8カ所の郵便局(簡易郵便局を除く)で行っています。

**必要なもの** 2次元コード付き申請書  
もしくは通知カード

## 役場で

タブレット(パソコン)で、顔写真を無料で撮影し、職員がオンライン申請を補助します。(所要時間30分) ※要予約

**必要なもの** 本人確認書類  
(写真付きのものは1点、写真付きでないものは2点必要)

## ご自身で申請する方法

### スマートフォンで

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。

交付申請書の2次元コードを読み込み、申請用ホームページにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付し送信します。

### パソコンで

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。

交付申請書のホームページにアクセスし、画面にしたがって申請書ID(半角数字23桁)と必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

### まちなかの 証明写真機で

タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、お金を入れて、交付申請書の2次元コードをバーコードリーダーにかざします。画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

### 郵便で

マイナンバーカード交付申請書の申請書氏名欄にお名前を記入し、顔写真を貼り付けます。交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒(切手不要)に入れて、郵便ポストに投函します。

## マイナンバーカードを申請された方へ

マイナンバーカードの受け取りをお願いします(予約制)。

マイナンバーカードを申請し、役場から交付通知書(ハガキ)を受け取られた方は、電話で予約をし、住民課までカードの受け取りにお越しください。予約は当日でも可能です。

休日における交付日は、町のホームページと日野め～るでお知らせしています。

詳細は町のホームページをご覧ください。お問い合わせ先は、住民課までお問い合わせください。



◆問い合わせ先 住民課 住民担当 ☎ 0748-52-6571

# 令和3年度滋賀県内の消費生活相談状況

## 特徴

- ・化粧品・健康食品の定期購入に関するトラブルは高水準で推移
- ・SNS関連の消費生活相談件数は増加傾向
- ・若者の消費生活相談は内職・副業などのもうけ話が増加
- ・高齢者の消費生活相談は訪問販売や電話勧誘販売が目立つ

【消費生活相談窓口に寄せられた相談内容を事例として掲載します。トラブルに遭わないために注意してください。】

### 事例1 定期購入に関する詐欺

インターネットで「初回特別価格2,980円、いつでも解約できる」というファンデーションの広告を見て、1回試してみるつもりで申し込んだ。申し込み完了直後に特別割引クーポンが表示されたので、そのクーポンを利用して1,880円で購入した。しかし、そのクーポンを利用するとコースが切り替わり、4回継続購入が条件の契約になり、4回購入しないと解約できないと言われてしまった。

#### 【相談員からの助言】

●通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。商品の注文前に、定期購入が条件となっていないか、支払う総額がいくらなのか、解約・返品の方法と条件をよく確認しましょう。

●低価格、割引を強調する広告は特に注意しましょう。

●販売サイトや申し込みの最終確認画面を印刷する、スクリーンショットを撮るなどし、契約内容を記録しておきましょう。事業者に連絡した場合は、証拠として、電話、メール、FAXなどの記録を残しておきましょう。

○『特定商取引法の改正により、令和4年6月から、インターネット通販サイトでは、\*取引における基本的な事項について最終の確認画面に分かりやすく表示することが義務付けられました。消費者を誤認させるような表示も禁止となりました。』

#### \*取引における基本的な事項

- ①商品の分量、②販売価格・対価、

- ③支払の時期・方法、④引渡・提供時期、
- ⑤申し込みの撤回・解除に関する事項、
- ⑥申込期間

### 事例2 SNS関連の消費生活相談

SNSの広告で見つけた格安のブランド財布を代引きで購入した。届いた商品は偽物だったので、購入先のサイトを探したが見つけれなかった。返金してもらえないだろうか。

#### 【相談員からの助言】

●SNS上には、格安を強調するブランドの模倣サイトや簡単に稼げるとうたう副業サイトなど、さまざまなお告があふれています。大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰に強調する広告や、「簡単に稼げる」などの投稿やメッセージをうのみにしないようにしましょう。

### 事例3 若者の消費生活相談

動画サイトの「スマホで簡単に月収20万円稼げる」という広告を見て、SNSで友達登録をして3,000円の\*アフィリエイト内職のマニユアルを購入した。その後電話がかかってきて高額なサポート契約を勧められ、言われるがまま消費者金融から170万円借り入れ支払ったが、収入が得られない。

#### 【相談員からの助言】

●簡単に稼げるよううたう話はありません。簡単に高収入を得られることを強調する広告や勧誘はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。

●クレジットカードでの高額決済や消費者

金融で借金をしてまで契約するのはやめましょう。

●いったん支払った金銭を取り戻すことは簡単ではありません。少しでも疑問があればすぐに契約せず、本当に必要なか、内容をきちんと理解できているかなど、契約する前によく考えましょう。

#### \*アフィリエイト内職

提携先の商品広告を自分のウェブサイトへ掲載、ネットを利用した副業

### 事例4 高齢者の消費生活相談

知らない業者が訪問し、「大雪が降ったので被害がないか無料で点検する」と勧められ、無料ならと了承した。点検後、壊れた雨樋あまどいの写真を見せながら、「火災保険で修理できる」と説明され、保険の申請サポートと工事の契約をしてしまった。暫くして保険会社から保険金請求に関する書面が届いたので、業者が準備した被災場所の写真や修理見積書を添付して提出したが、心配になってきたので断りたい。

#### 【相談員からの助言】

●「無料で点検する」などと勧誘してくる事業者には安易に応じないようにしましょう。また修理工事をキャンセルした際に高額な手数料を請求されることもあるので、契約は慎重に行いましょう。

#### ◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当  
消費生活相談窓口  
☎0748-52-2500  
消費者ホットライン「1188」